

令和6年4月19日

過料事件の通知について

福島県文化スポーツ局文化振興課

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号。以下「法」という。)第29条の規定による事業報告書等の期限内提出がなかったことから、法第80条第5号に規定する過料事件を管轄の地方裁判所へ通知しましたのでお知らせします。

法人の名称	NPO 法人昭和横丁
主たる事務所の所在地	福島県双葉郡川内村大字下川内字田ノ入385番地の9
通知した日	令和6年4月19日
通知した理由	法第29条の規定による事業報告書等の期限内提出がなかったため。